

古 監 委 第 23 号
令和4年10月25日

古河市長 針谷 力 様

古河市監査委員 赤 岩 茂

同 阿久津 和 弘

同 黒 川 輝 男

令和4年度財政援助団体等監査（指定管理者監査）の結果について(報告)

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

令和4年度財政援助団体等監査（指定管理者監査）結果報告書

第1 監査の概要

1 基準に準拠している旨

監査委員は、古河市監査基準（令和2年古河市監査委員告示第1号）に準拠し監査を行った。

2 監査の種類

財政援助団体等監査（指定管理者監査）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者に対する監査

3 監査の対象

(1) 公の施設 古河スポーツ交流センター

(2) 所管課 教育部 スポーツ振興課

(3) 対象団体 古河広域健康・スポーツネットワーク
ミズノスポーツサービス株式会社

4 監査の範囲

令和3年度における指定管理に係る施設の管理、会計処理等に関する事務の執行

5 監査の実施期間

令和4年8月5日（金）から令和4年9月27日（火）まで

6 監査の着眼点

(1) 所管課に関する事項（スポーツ振興課）

ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

カ 事業報告書の点検は適切になされているか。

キ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

ク 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

ケ モニタリングのチェックは十分か。

コ 実地調査等を行っているか。

(2) 対象団体に関する事項（古河広域健康・スポーツネットワーク
ミズノスポーツサービス株式会社）

- ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 経費節減は図られているか。
- エ 利用促進のための努力はなされているか。
- オ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- カ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

7 監査の実施内容

監査にあたっては、公の施設の管理を行わせている団体の当該管理に係る資料を事前に求め書類審査を行った。また、監査委員により所管課職員及び対象団体職員から事業の内容について説明を聴取するとともに、公の施設の管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかどうか、に主眼を置いて監査を実施した。

第2 指定管理の概要

1 指定管理施設の概要

施設名	所在地及び施設の概要
古河スポーツ交流センター	古河市立崎510番地1 施設内容：スポーツ棟（プール施設、クア施設、ジム、スタジオ、多目的スペース、事務所等） 宿泊・研修棟（宿泊施設、浴場、食堂、研修室） 建設年度：平成4年（1992年）5月 施設の構造：鉄筋コンクリート 延べ床面積：5105.00㎡

2 対象団体の概要

名 称	古河広域健康・スポーツネットワーク ミズノスポーツサービス株式会社
設立年月日	平成31年4月1日
所在地	大阪府大阪府中央区北浜四丁目1番23号
役員・従業員	代表取締役 1名 取締役 4名 監査役 1名 職員 26名（正職員4名、派遣職員等22名）
設立の目的	施設の設置目的である「総合的に市民の健康増進に寄与する」ことを実現し、スポーツにより古河市全体の地域振興を実現することを目的とする。
主な事業	<ul style="list-style-type: none">・施設の利用の許可及び取り消しに関する業務・利用料金の徴収等に関する業務・施設の維持管理に関する業務・施設の利用者へのサービス向上のための物品の販売、飲食物の提供等に関する業務・施設の利用促進に関する業務・休館日または開館時間の変更に関する業務

3 指定管理の状況

(1) 選定方法

古河市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条公募による指定管理者の候補者の選定による。

(2) 指定管理期間

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで（5年）

(3) 指定管理料

	令和3年度
指定管理料	77,451,444円

第3 監査の結果及び意見

【結果報告】

指定管理事務について、所管課にあつては対象団体に対する指導面において、対象団体にあつては管理運営に関する業務において、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善すべき事項が見受けられたので以下に記述する。

なお、監査の際に見られた事務処理上留意すべき事項のうち、重要性の乏しいものについては、口頭で改善・検討の要望を行った。

1 所管課に関する事項（教育部 スポーツ振興課）

- (1) 古河スポーツ交流センターの年間の利用人数について、指定管理者事業報告書ではリバーフィールド等の利用人数が含まれておらず、モニタリングシートにおける同数値よりも少なく計上されていた。算定方法を統一し、比較対照できるよう改善に努めていただきたい。
- (2) 月例業務報告（6月分）において、所管課の受付日が書類提出日より以前の日付となっていた。また、決裁欄の押印が漏れていた。業務報告書は必ず毎月内容の精査をし、実地調査において再度確認をお願いしたい。

2 対象団体に関する事項

（古河広域健康・スポーツネットワーク ミズノスポーツサービス株式会社）

(1) 衛生、安全管理について

プールの水質検査において、レジオネラ菌が最小値で検出された。所管課からも指導があったが、チェック体制を強化するなど、さらなる衛生面の改善に努めていただきたい。

- (2) 総勘定元帳において、本社への支払依頼日及び月末・年度末合計金額の記載がなかった。日々の取引状況の把握と決算整理のため記載をお願いしたい。

- (3) 自主事業の年間参加人数について、指定管理者事業報告書と月例業務報告書で算定方法が異なる。所管課と協議のうえ項目ごとの算定方法を統一されたい。

【意見】

所管課においては、指定管理業務に関する報告書の確認不足と思われる部分が見受けられた。毎月提出される業務報告書を精査し、事故等の未然防止に努め、実地調査においては再確認の意味も含め、詳しく調査を実施していただきたい。

指定管理者においては、自主事業として様々な教室やプログラムを実施するなど、これまで培った実績を活用し、利用者のニーズあったサービスの提供に努めている。

管理及び運営に関する業務においては、報告書の内容に一部不備が見受けられた。施設の管理や市への報告にあたっては、条例や協定書等の規定内容を遵守し、適正な執行に努めていただきたい。

今後も、所管課、指定管理者間で連携を取りながら、利用者の要望把握に努め、市民の健康増進と魅力ある交流づくり拠点の実現を目指していただきたい。